ストック型社会の進展への対応:建物に係る価格形成要因の充実

建物に関する個別的要因について大幅に拡充

(1)建物の各用途に共通する個別的要因

① 設計、設備等の機能性

各階の床面積、天井高、床荷重、情報通信対応設備の 状況、空調設備の状況、エレベーターの状況、電気容量、 自家発電設備・警備用機器の有無、省エネルギー対策の 状況、建物利用における汎用性等に特に留意する必要 がある。

② 建物の性能

建物の耐震性については、建築基準法に基づく耐震基準 との関係<u>及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に</u> 基づく耐震診断の結果について特に留意する必要があ る。

③ 維持管理の状態

屋根、外壁、床、内装、電気設備、給排水設備、衛生設備、防災設備等に関する破損・老朽化等の状況及び保全の状態について特に留意する必要がある。

④有害な物質の使用の有無及びその状態

建設資材としてのアスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)の使用状況及び保管状況に特に留意する必要がある。

⑤ 公法上及び私法上の規制、制約等 増改築等、用途変更等が行われている場合には、法令 の遵守の状況に特に留意する必要がある。

(2)建物の用途毎に特に留意すべき個別的要因

- ① 住宅
- ·屋根、外壁、基礎、床、内装、間取り、台所・浴室・便所等の給排水設備・衛生設備の 状況等
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準による性能表示、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定を受けた長期優良住宅 建築等計画等
- ② 事務所ビル
- ・基準階床面積、天井高、床荷重、情報通信対応設備・空調設備・電気設備等の状況及び共用施設の状態等
- ・特に、大規模な高層事務所ビルの場合は、エレベーターの台数・配置、建物内に店舗 等の区画が存する場合における面積・配置等
- ③ 商業施設
- ・各階の床面積、天井高等
- ・特に、多数のテナントが入居するショッピングセンター等の大規模な商業施設については、(略)売場面積、客動線、商品の搬入動線、防災設備の状況、バリアフリー化の 状況、施設立地・規模等に関する法令等
- 4 物流施設
- ・階数、各階の床面積、天井高、柱間隔、床荷重、空調設備、エレベーター等
- ・特に、大規模で機能性が高い物流施設の場合は、保管機能のほか、梱包、仕分け、 流通加工、配送等の機能を担うことから、これらの機能に応じた設備や、各階への乗入 を可能とする自走式車路の有無等

ストック型社会の進展への対応:原価法に係る規定の見直し①

(1)再調達原価を求める方法について

※再調達原価:対象不動産を価格時点において再調達することを想定した場合において必要とされる適正な原価の総額

再調達原価を求める際の留意事項を新設

建物の増改築・修繕・模様替等は、その内容を踏まえ、再調達原価の査定に適切に反映させなければならない。

(2)減価修正の方法:耐用年数に基づく方法について

耐用年数に基づく方法について経済的残存耐用年数の定義等を整備

減価額を求めるには、次の二つの方法があり、これらを併用するものとする。

① 耐用年数に基づく方法

<u>耐用年数に基づく方法は、対象不動産の価格時点における経過年数及び経済的残存耐用年数の和として把握される耐用年数を基</u>礎として減価額を把握する方法である。

経済的残存耐用年数とは、価格時点において、対象不動産の用途や利用状況に即し、物理的要因及び機能的要因に照らした劣化 の程度並びに経済的要因に照らした市場競争力の程度に応じてその効用が十分に持続すると考えられる期間をいい、この方法の適用 に当たり特に重視されるべきものである。

耐用年数に基づく方法には、定額法、定率法等があるが、これらのうちいずれの方法を用いるかは、対象不動産の<u>用途や利用状況</u>に即して決定すべきである。

なお、対象不動産が二以上の分別可能な組成部分により構成されていて、それぞれの<u>経過年数</u>又は経済的残存耐用年数が異なる場合に、これらをいかに判断して用いるか、また、耐用年数満了時における残材価額をいかにみるかについても、対象不動産の<u>用途や</u>利用状況に即して決定すべきである。

耐用年数に基づく方法について留意事項を新設

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を適用する場合においては、対象不動産が有する市場性を踏まえ、特に、建物の増改築・修 繕・模様替等の実施が耐用年数及び減価の要因に与える影響の程度について留意しなければならない。

ストック型社会の進展への対応:原価法に係る規定の見直し2

(3)減価修正の方法:観察減価法に基づく方法について

観察減価法について市場性を反映する旨を規定

② 観察減価法

観察減価法は、対象不動産について、設計、設備等の機能性、維持管理の状態、補修の状況、付近の環境との適合の状態等各減価の要因の実態を調査することにより、減価額を直接求める方法である。

観察減価法の適用においては、対象不動産に係る個別分析の結果を踏まえた代替、競争等の関係にある不動産と比べた優劣及び 競争力の程度等を適切に反映すべきである。

(4)減価修正の方法:その他

減価修正に係る留意事項を整備

② 減価修正の方法について

ア 対象不動産が建物及びその敷地である場合において、土地及び建物の再調達原価についてそれぞれ減価修正を行った上で、さらにそれらを加算した額について減価修正を行う場合があるが、それらの減価修正の過程を通じて同一の減価の要因について重複して考慮することのないよう留意するべきである。

(再掲)

<u>イ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を適用する場合においては、対象不動産が有する市場性を踏まえ、特に、建物の増改築・</u> 修繕・模様替等の実施が耐用年数及び減価の要因に与える影響の程度について留意しなければならない。